

28

通番 28-F0070 号

京都介護・福祉サービス

第三者評価認定証

法人名 社会福祉法人 京都市右京区社会福祉協議会

事業所名 京都市太秦障害者デイサービスセンター

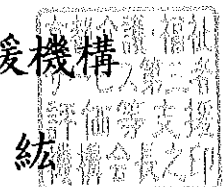
評価機関名 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

貴事業所は、介護・福祉サービスの質の向上を積極的に図るため、本支援機構が定める評価項目に基づく第三者評価を受け、その結果を公表したことを証します

平成29年6月2日

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

会長 清水



[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

| | | | |
|-------|--|------|-----------------|
| 受診施設名 | 社会福祉法人 京都市右京区社会福祉協議会 京都市太秦障害者デイサービスセンター | 施設種別 | 生活介護 (旧体系:) |
| 評価機関名 | 特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」 | | |

平成29年 2月23日

| | |
|-----|---|
| 総 評 | <p>京都市太秦障害者デイサービスセンターは、京都市右京区社会福祉協議会が運営する事業所で平成14年に開設されました。3階建ての建物の1階にあり、2～3階で活動をしている京都市うずまさ学園（就労継続支援B型、生活介護）との連携の中で活動をされています。</p> <p>京都市太秦障害者デイサービスセンターは、京都市右京区の住宅が密集する地域にあり、玄関先での商品販売等を通じて地域との日常的なつながりを持っておられます。また、運営主体が社会福祉協議会ということもあり、地域福祉を推進する主体であるという強い意識を持って日々の事業運営にあたっておられます。</p> <p>訪問調査時には施設長から、「主体は障害者本人」であり、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの考え方を基本として、制度に振り回されることなく障害のある人たちが素晴らしい人生を全うできるよう、その人生を背負いサポートをしていきたいという思いをお聞きしました。こういった思いを形にし、障害のある方の24時間365日をサポートするために、現在行っている日中支援のさらなる充実を図るとともに居宅支援サービス事業とグループホームの開設を計画されています。</p> <p>今後はノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの実現にチーム一丸となって取り組まれ、障害のある方々の充実した人生をサポートできる、今以上に質・量ともに充実したサービスを提供できる事業所となれることを期待しています。</p> |
|-----|---|

| | |
|----------------------|--|
| <p>特に良かった点(※)</p> | <p>1-3-(2)①質の向上に意欲を持ちその取り組みにリーダーシップを発揮している。 施設長は毎日の終礼等で職員の意見を取り入れるように努めていました。 職員の支援サービスの質を自分で振り返るための「自己全体チェック表」を作成し、これに基づいて年に3回各職員が自己の支援をチェックする機会を設けています。また、「サービス向上委員会」を組織して、各職員がつけたチェック表を集計し、結果を分析、評価した上で対策を講じていました。</p> <p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 管理職会議において各職員の就業状況を把握し分析をした上で、目標値を設定した残業削減の取り組みが行われていました。職員一人ひとりの勤務状態を把握した上で、一月あたりの残業が10時間を超えないようにする取り組みが行われていました。また、産後休暇、育児休暇、介護休暇を取得した職員が実際にいました。</p> <p>III-3-(1) 障害のある本人ニーズの充足に努めている 自治会の取り組みに力を入れるなど、利用者の要望を聞き、可能な限りそれを形にしていこうとする姿勢が強く感じられました。職員のヒアリングからも利用者を第一に考える組織の姿勢が浸透していることが確認できました。</p> |
| <p>特に改善が望まれる点(※)</p> | <p>II-5-(1)③ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している ボランティアを実際に受け入れ、利用者の生活の質の向上に活かしておられますが、ボランティア受け入れの仕組み作りやボランティアへの教育等が不十分です。ボランティア受け入れの意義や姿勢を組織で確認するとともに、ボランティア受け入れによる無用なトラブルを防ぐためにも、ボランティア受け入れに必要な仕組み作りに取り組まれることを望みます。</p> <p>III-3-(2) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。 ①日常的に相談を受け付けており、相談の際には、事業所内での相談は相談室が設けられるとともに職員を指名できるなど意見等を述べやすい環境が整えられていました。一方でアンケート調査等は行われていませんでした。 ②③苦情解決の仕組みについては、「苦情解決規則」が定められており、苦情解決の体制が整備されていましたが、また、苦情・要望等について適切に対応されていましたが、マニュアル等の整備が確認できませんでした。あわせて、苦情内容及び解決方法、結果等が公表されていませんでした。</p> <p>IV-2-(5)②事業所の外での活動や行動について障害のある本人の思いを尊重した取り組みを行っている。 事業所外での活動や行動について、必要な相談や支援を行っていました。また、相談支援等関係機関と連携しながら、利用者の希望や必要に応じた外出の支援が行われる体勢が整えられていました。しかし、連絡先を明示したカードの作成など、外出時の不測の事態に備えた取り組みができていませんでした。</p> |

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。